



特定非営利活動法人ほっとポット

2025年度 特定非営利活動報告に係る 事業報告

2025年4月1日～2026年3月31日



1 事業報告

【無料低額相談事業】

○年間相談総数 488 件/年（前年比 +136 件）

生活上の様々な困りごとへの相談に社会福祉士等が応じる事業(社会福祉法 2-3-1 届出)。

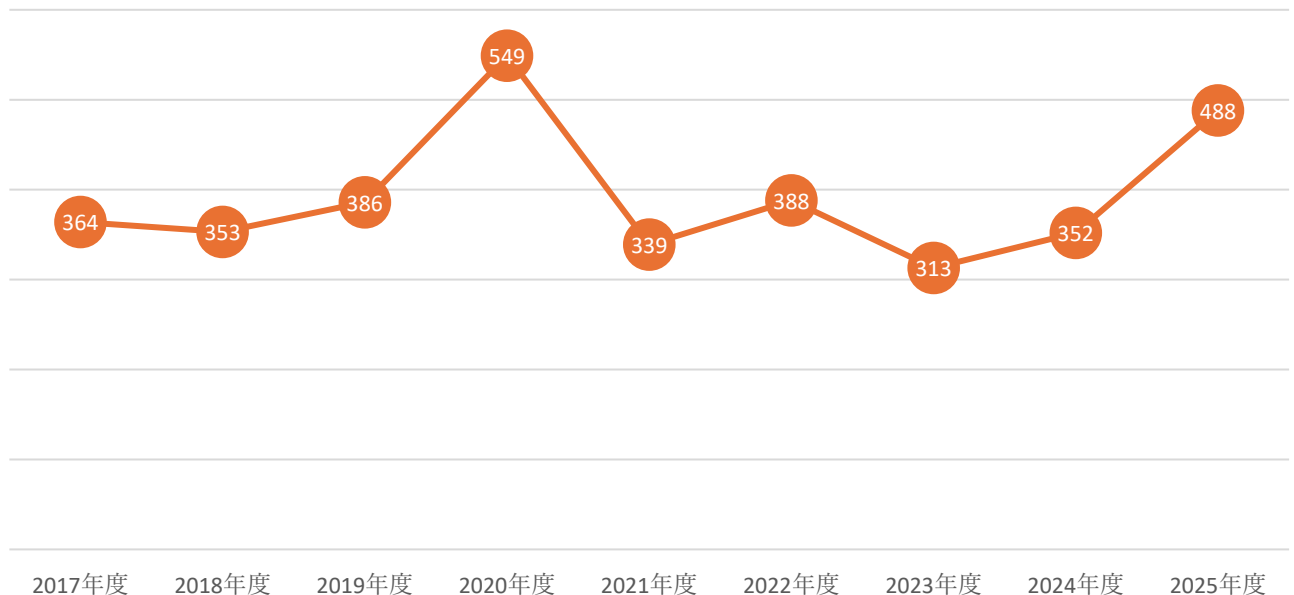
社会福祉士及び介護福祉士法(2-3-1)に定義されている業として、社会福祉制度等の助言、関係機関への調整支援等を実施している。なお、経済的に困窮している方の費用負担は無料としている。

2023 年 12 月より当法人 HP からメール相談が可能となったことで、メールによる相談件数が増加している。

※実績に地域生活サポートホーム、緊急一時シェルター事業等の入所は含まない



無料低額相談事業 相談件数推移



○ほっとリーチ

温かいスープを持って、ホームレス状態にある方を訪問する活動がほっとポットの起源であることから、2022 年 12 月に活動を再開。大宮駅周辺や大宮にある神社参道周辺等を月に 1 度訪問し、食品やテレホンカード、カイロ等の消耗品を提供している。

2025 年度は 13 回実施し、延べ 97 名（1 回平均約 7.4 人）訪問した。訪問範囲は大宮駅周辺、さいたま新都心方面が中心。また、地域住民からの情報提供に応じて訪問を行う場合もある。

【地域生活サポートホーム事業】

○施設数 13か所

さいたま市岩槻区 8か所 計34居室

見沼区 3か所 計13居室

緑 区 1か所 計 4居室

春日部市 2か所 計 8居室

○利用者総数 75名/年(前年比-5)

○新規利用者数 29名/年(前年比-3)

○退所者数 26名/年(前年比-6)

○入居相談件数 184件/年(前年比+31)

○社会福祉法第2条第3項第8号届出

さいたま市被保護者等住居生活サービス提供事業者の業務の適正化等に関する条例届出

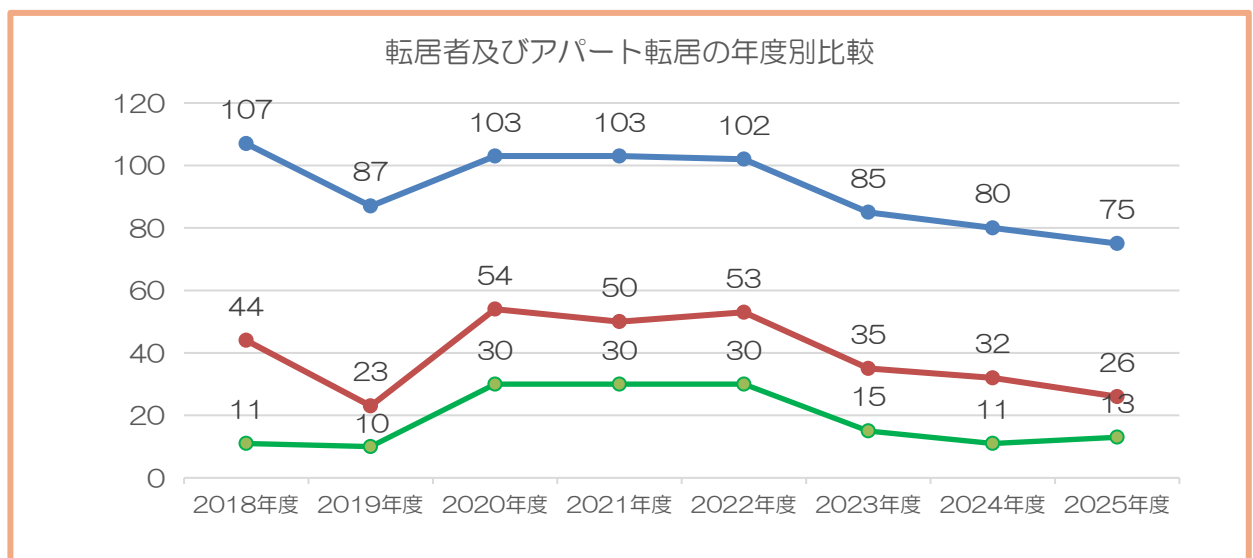
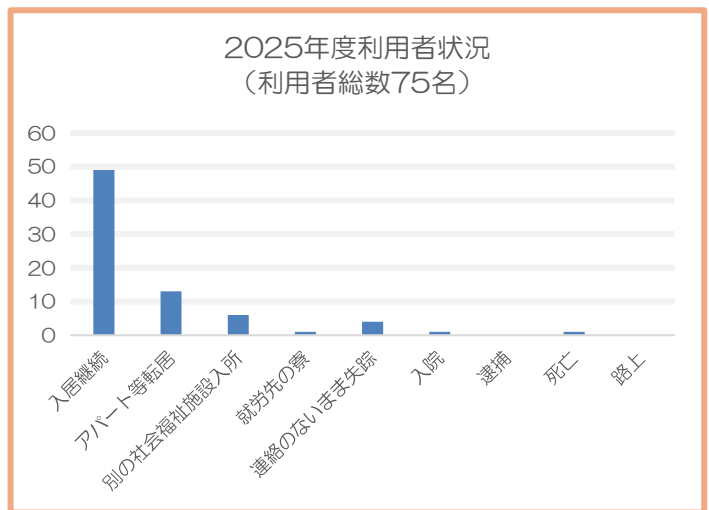


生活に困窮し住居喪失状態にある方へ、一時的な居住の場を提供する社会福祉住居施設である。

一時的な居住の場の提供とあわせ、社会福祉士等の国家資格を有する職員が、福祉制度・福祉サービスの情報提供並びに連絡調整支援、個別支援計画をもとに1人1人の目標や課題に合わせた生活サービスを提供し、利用者の希望する住環境を確保するため支援を行っている。

2025年度は75名が地域生活サポートホームを利用した。退所者26名、うちアパート転居者13名、別の社会福祉施設への入所者6名であった。「連絡のないまま失踪」という形で契約解約となった利用者は4名(前年比-3名)。

2022年度以降総利用者数が減少傾向な一方、入居相談件数は前年度比+31件と増加している。これは、高齢化に伴い保証会社の審査が通らず、アパート転居が困難な利用者など、入居期間が中長期化する利用者の存在が要因となっている。



○施設数	2か所
○居室数	8居室
○支援依頼数	29人/年
○入所支援者数	9人/年

さいたま市
再犯防止
推進計画

すべての市民が安全で安心して暮らせる社会を目指して

Saitama Recidivism Prevention Plan
埼玉県
再犯防止
推進計画

★コラム3

埼玉弁護士会の取組 ～社会復帰支援委託援助制度を中心に～



埼玉弁護士会では、2009年7月より法律不定等及び居住性のない身柄拘束中の被疑者・被害者に対して、釈放後の一時的な居場所を確保するとともに居所から定期的に居住可能な住所への転居を促すという支援を埼玉福祉士会に委託し、社会復帰を支援する刑事弁護士援助センターを運営する制度「**社会復帰支援委託援助制度**」を実施しています。

このほかには福祉職の方と連携して、精神療育のある被疑者等のために、その特性に応じた刑事弁護士と連携し、また円滑な社会復帰を支援するため、障害者当番弁護士制度の実施や仮釈放後の付添人人数割を支援しています。また、市内の各校に設ける「いじめ防止授業」への講師派遣、「スクールエイズ」派遣など、子どもたちが不安なく就学できる環境を守るための取組みも行っています。

【社会復帰支援委託援助制度】

（制度概要）

本制度では、弁護士が当事者の生活支援を担うとともに、本人の意向を聞きつつ、本人に必要な支援の方向について福祉職と相談し、釈放前に事前提登を完了したと釈放旨を通知する。そのための釈放前後の挨拶をシステムで一式。利用対象は、「生活困難等により釈放後の帰属先がない方」で、年齢の制限はないが、幅広い利用者の支援が可能である。実際、利用者の年齢層は20代から70代まで様々である。

制度の大きな特徴は、福祉職と法律職の協働による支援です。釈放後、福祉職からは住民票の更新や世帯所属の取扱いといった日常生活に関する援助や、アパート検索、医療施設、福祉制度の活用に向けた支援を実施します。弁護士もこれらに協力することで、法律相談の相談に比べ、必要に応じて本人が依頼を先行して法的手続きを行います。実際に、後援費や家事事件の相談や事件対応などが行われています。

（制度の流れ）

- 1 弁護士は、①申立料等の滞り、②健康で文化的な最低限度の生活を営める程度、③利用者の都合性・適性性、④社会復帰に向けた支援の可能な福祉専門職を連携団体へ変更、⑤4つの要件を満たす施設をセレクトして指定。
- 2 指定事件を指定する弁護士が、本人に意思確認を行い、2.制度利用の同意と、①制度利用の同意、②本人の同意、③福祉専門職の同意を得た上で、釈放前に利用の可否を判断。
- 3 生活改善の見直しを踏まえ、弁護士が裁判所や検察庁に釈放に向けた活動を実施。
- 4 釈放当日、弁護士が生活復帰支援センターへ同行。その後弁護士と福祉職が協働で自立に向けた支援を開始。



管内に2つの法人法人が運営する11室がセレクト先に指定されています。

開始期間から2020年1月までの間に6,833件の利用申込があり、3,035名がセレクト先に入所して、その後多くの方がアパートや医療・福祉施設などに、本人のニーズに合わせた生活場所へと移行しています。

埼玉弁護士会では、生活上の不安を抱える市民のため、各種の法律相談事業も幅広く行っています。詳細は、ホームページを参照下さい。

[埼玉弁護士会ホームページ](http://www.saibun.or.jp/)



なお、2012年度から引き続き、当法人代表理事が、さいたま岩槻地区保護司を法務大臣から委嘱されている。
3月19読売新聞（埼玉地域面）で報道された。

出所後の宿泊場所提供

2026年5月6日(水) 19日(木) 水曜日

出所後の宿泊場所提供

「一生懸命の働きで、2月10日、さいたま市内の刑務所を退所した。出所後の生活は、40代を過ぎた年齢で、妻もいない。生活費もありません。どうやって生きていこうかと悩んでいました。でも、ここに来てからは、生活が安定しています。出所後の生活は、ここから始まりました。」

「一生懸命の働きで、2月10日、さいたま市内の刑務所を退所した。出所後の生活は、40代を過ぎた年齢で、妻もいない。生活費もありません。どうやって生きていこうかと悩んでいました。でも、ここに来てからは、生活が安定しています。出所後の生活は、ここから始まりました。」

生活困窮者支援団体 ぽっとポケット

さいたま市岩槻区

「ここに来てからは、生活が安定しています。出所後の生活は、ここから始まりました。」

「ここに来てからは、生活が安定しています。出所後の生活は、ここから始まりました。」

「ここに来てからは、生活が安定しています。出所後の生活は、ここから始まりました。」

「ここに来てからは、生活が安定しています。出所後の生活は、ここから始まりました。」

「ここに来てからは、生活が安定しています。出所後の生活は、ここから始まりました。」

「ここに来てからは、生活が安定しています。出所後の生活は、ここから始まりました。」

「ここに来てからは、生活が安定しています。出所後の生活は、ここから始まりました。」

「ここに来てからは、生活が安定しています。出所後の生活は、ここから始まりました。」

「ここに来てからは、生活が安定しています。出所後の生活は、ここから始まりました。」

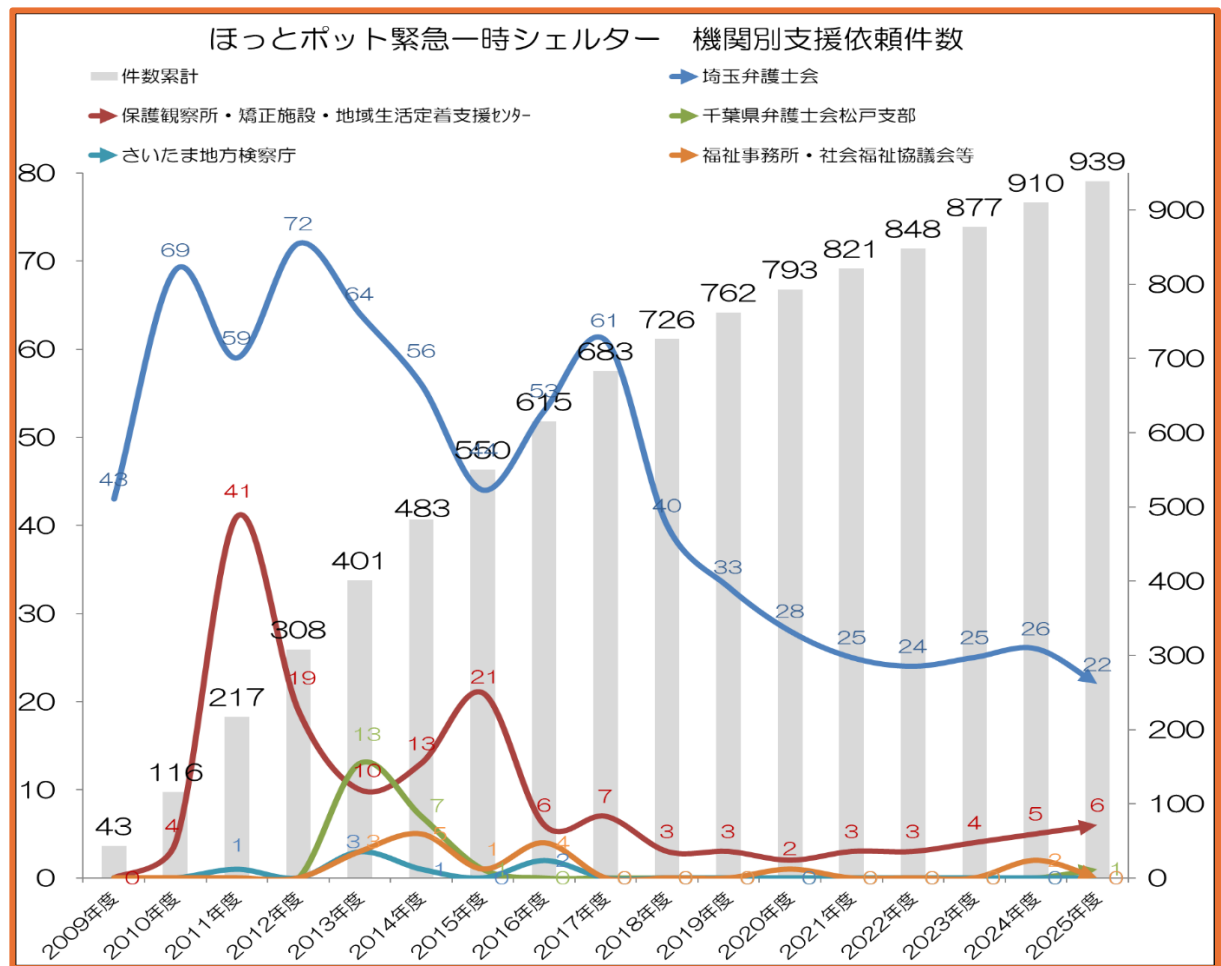
「ここに来てからは、生活が安定しています。出所後の生活は、ここから始まりました。」

「ここに来てからは、生活が安定しています。出所後の生活は、ここから始まりました。」

「ここに来てからは、生活が安定しています。出所後の生活は、ここから始まりました。」

「ここに来てからは、生活が安定しています。出所後の生活は、ここから始まりました。」

「ここに来てからは、生活が安定しています。出所後の生活は、ここから始まりました。」



【障害福祉サービス事業】

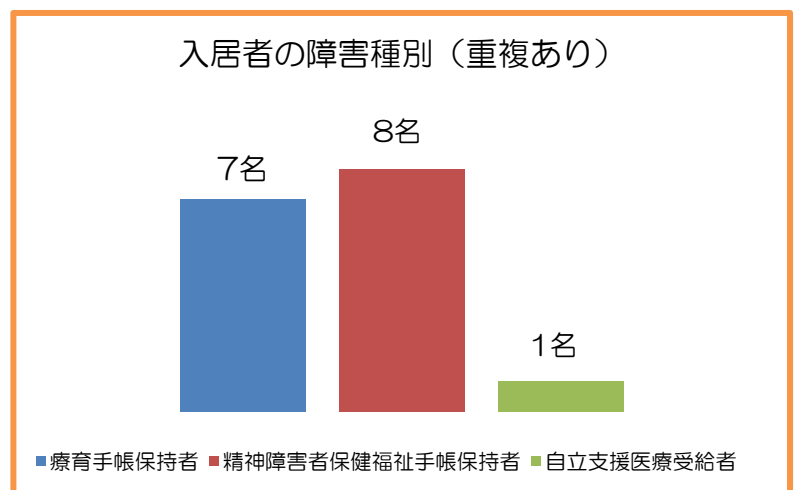
(1) 共同生活援助

- 施設数 7か所
- 居室数 19居室
- 年間利用者総数 20名/年

障害者総合支援法に基づく共同生活援助(グループホーム)をさいたま市内において運営している。日中は職員が常駐しており、入居者の相談や日常生活上の援助を行う。

20名の障害種別は、療育手帳保持者7名・精神障害者保健福祉手帳保持者8名・自立支援医療受給者(手帳なし)1名。主な日中活動先としては、就労継続支援A、B型作業所や精神科デイケア等である。

2025年度における退去者数は2名であった。利用者の高齢化に伴い、介護保険サービスを利用し、他法人の施設に入居するための支援を行った。また、もう一名はサテライト型住居からアパート生



活へ移行した。

共同生活援助ではこれまでに年間行事として、自治会のイベントや地域のお祭り参加、温泉レク等のレクリエーションを実施してきた。今年度は昨年度に実施したBBQレクリエーションに加え、6月に釣り堀レクリエーションを開催した。

(2)自立生活援助

○年間利用者総数 4名

障害者総合支援法に基づく自立生活援助を行っている。主に岩槻区内で展開。おおむね週1回、居宅訪問や電話連絡等で日常生活での助言や相談対応を実施。他の障害福祉サービスや医療機関などの必要な関係機関に繋げるために連絡調整等を行った。また、状況に応じて、病院や区役所等への同行も行う。1人暮らしの中で苦手なことがある方も、自立生活援助を通して、ご自身のペースでアパート生活を送ることが出来た。

2025 年度の利用者数は4名であり、全利用者がほっとポットの運営施設退所者となっている。各利用者の障害種別は精神障害者保健福祉手帳保持者2名・療育手帳3名である（重複あり）。

法人内職員状況の変化により、今年度末で当事業を休止することとなった。

【人づくり事業】

○実習生受け入れ 5名/年

○実習依頼大学数 5大学/年

社会福祉士実習者講習会を修了した職員を3名配置し、社会福祉士(国家資格)の実習養成施設としてソーシャルワーカーを志す学生の受け入れを行った。

○講演啓発・講師派遣・論文等寄稿の主な実績（順不同）

- ・法務省矯正研修所「令和7年度専門研修課程専攻科 第39回 福祉的支援担当者研修」講師
- ・日本社会事業大学 福祉総合科目 ゲストスピーカー
- ・東洋大学ライフデザイン学部 ソーシャルワーク実習Ⅱ ゲストスピーカー
- ・大東文化大学第一高等学校 ゲストスピーカー
- ・立正大学社会福祉学部社会福祉学科 社会福祉の入門 ゲストスピーカー
- ・月刊誌「Wedge」2025年8月号 コメント掲載
- ・聖学院大学広報センターインタビュー掲載
- ・公的扶助研究会 関東ブロックセミナー2026 分科会参加

○当法人への視察者等（順不同）

- ・さいたま保護観察所の保護観察官の皆様
- ・チャレンジコミュニティ大学受講生の皆様
- ・高崎健康福祉大学 青木尚人様 学生様
- ・さいたま市立大宮北高等学校 学生の皆様

○ボランティア受け入れ 5名/年

フードパントリーにおいて、5名のボランティアを受け入れた。

○法人内研修

- ・事例検討研修
- ・虐待防止研修
- ・アンガーマネジメント研修
- ・救急救命研修
- ・ケースワークの原則に関する研修
- ・地域生活定着支援センター研修

○法人外部研修等

- ・知的・発達障害のある方の障害年金申請研修
- ・成年後見・権利擁護支援における不正防止研修
- ・埼玉県発達障害福祉協会権利擁護研修、令和7年度利用者部会
- ・サービス管理者実務者研修
- ・さいたま市障害者グループホーム職員研修
- ・アルコール依存症回復施設職員研修
- ・関係機関のための法テラスのトリセツ研修
- ・岩槻区顔の見えるネットワーク会議 他

【ほっとサロン事業】

(1)ほっとサロン

○参加者数 104名/年

主にほっとポットの施設を卒業された方を対象に、アフターフォローの目的で食事を共にするサロンや、お弁当配布を行う事業である。2025年度はコロナウイルス感染拡大以来実施できなかった公民館でサロンを開催した。この公民館でのサロンは、隔月で実施している。

公民館でのサロンが再開されたことによりコロナ前まで関わっていた方々も多く参加されるようになった。普段職員からはアプローチをかけることが難しい方も、サロンであれば気軽に参加していただけており、楽しみながらほっとポットとの繋がりを保つ、という目的を果たすことができている。

(2)フードパントリー

○参加者数 235世帯/年(前年比+6世帯)

さいたま市岩槻区にある県営住宅集会所を活用し、子育て世帯等の生活に困窮している世帯へ無料で食品や日用品を提供するフードパントリー活動を2021年6月より実施。偶数月の第3日曜日を主な開催日として、5年目も活動を継続した。

食品の多くは、ほっとポットへの寄付、セカンドハーベストジャパンや埼玉フードパントリーネットワークからの提供品を主として提供しているが、昨年度からはそれに加え、近隣のファミリーマートの「ファミマフードドライブ」の協力も受け、幅広く物品の受け取りができるようになった。



今後も食品の提供を通じてほっとポットの存在を知っていただき、社会福祉士等の福祉の専門

職が相談、助言、適切な関係機関への連絡及び調整支援を行い「制度を利用したくても利用できない」「そもそも制度を知らない」「誰に相談していいかわからない」という、人と社会資源とを結ぶ懸け橋的役割を補完した活動を継続していきたい。

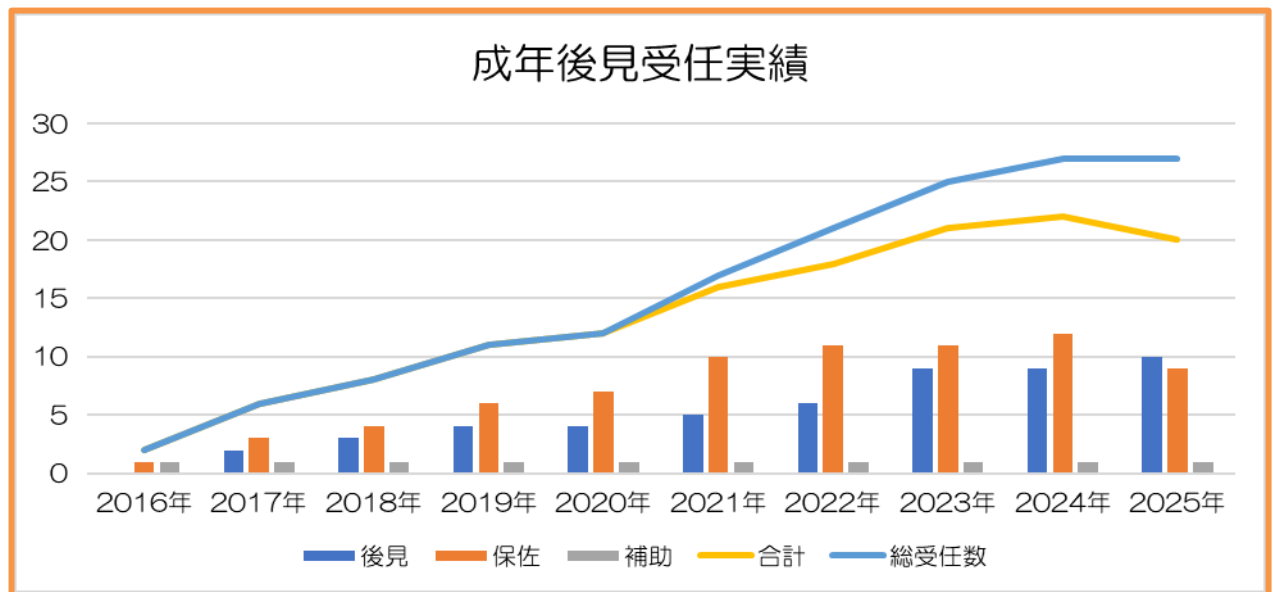
【成年後見事業】

○相談件数 6件/年

○受任件数 20件/年（新規受任0件、受任終了1件、継続19件）

総受任数 27件（2007年度～2025年度まで）

高齢者や障害者で判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人が対象。後見人等が代理で、必要な契約等の締結や財産の管理を行い、本人の権利擁護を行う。また成年後見制度に関する相談にも応じた。現在の受任は法定後見のみとしている。



【就労支援事業】

実施せず。

2 その他報告事項

【会員数】

○正会員 129 人

○賛助会員 33 人

※2026 年 3 月 31 日時点